

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県柏市高柳字宮後原55番地

氏名 株式会社 リサイクル

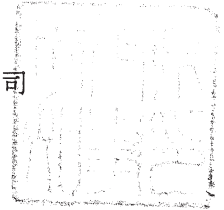
代表取締役 吉野 建介

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事

上田 清司



許可の年月日 平成20年 1月 9日

許可の有効年月日 平成25年 1月 8日

## 1. 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く：廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、  
 廃酸(pH2.0以下のものに限る。)、  
 廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)、  
 廃石綿等、  
 汚泥(※)、  
 廃酸(※)、  
 廃アルカリ(※) 以上7種類

※ (※)の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記1のとおりとする。

※ 営業の範囲は、さいたま市及び川越市を除く埼玉県の区域とする。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当無し

## 3. 許可の条件

特になし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成20年 1月 9日	指令東環第29-6号	新規許可
	以下余白	

## 5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 =有= ・ 無

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は「積替え保管を除く。」で扱うことができるもの、「●」は「積替え保管を含む。」で扱うことができるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

廃棄物名 有害物質	指定下水 汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	-	-	-	-	○	○	○
鉛又はその化合物	-	-	-	-	-	○	○	○
有機燐化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	-	-	-	-	-	○	○	○
砒素又はその化合物	-	-	-	-	-	○	-	○
シアン化合物	-	-	-	-	-	○	○	-
ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-



この写しは証明に用いることはできません